

埼玉県営水道長期ビジョン実績評価有識者委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県営水道長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）の実績評価実施に当たり、幅広く専門的な見地から意見を聴取するため、埼玉県営水道長期ビジョン実績評価有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長期ビジョンの実績評価に関すること。
- (2) その他、長期ビジョンの実績評価のため公営企業管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別紙の委員会委員名簿に示す学識経験者等で構成する。

- 2 委員は公営企業管理者が依頼する。
- 3 委員の任期は、平成30年3月30日までとする。

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会には委員長及び委員長代理を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、委員長代理は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長代理は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明を聴くこと、または関係者から資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道企画課が行う。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成30年3月30日までとする。

(会議の公開)

第8条 本委員会は、会議の公開を行い、会議資料及び議事録については県ホームページにて情報提供を行うこととする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年 6月 7日から施行する。

(別紙)

委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

石橋 栄子	通信興業株式会社 代表取締役社長
大瀧 雅寛	お茶の水女子大学基幹研究院 教授
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科 教授
森田 治	さいたま市水道事業管理者